

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>落雷に伴う停電以降、電源を投入しても動作しない現象が発生している。培地作成作業や病原菌培養実験等の結果の精度に悪影響を及ぼす可能性が高く、職員への健康面からも業務に支障を来すため、空調機を取替修繕する。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>(株)東光電光社は当該空調設備の設置業者であり、直近の障害発生時の応急点検も実施して設備の状況を熟知しており迅速な調達に対応できるため、これを契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。